

夜間対応型訪問介護ラポール城南 夜間対応型訪問介護 サービス利用契約書

[目 次]

第1条（契約の目的）

第8条（契約者の解約権）

第2条（契約期間）

第9条（事業者の解除権）

第3条（夜間対応型訪問介護計画等）

第10条（契約の終了）

第4条（身体拘束等の禁止）

第11条（事故時の対応）

第5条（サービス提供の記録等）

第12条（秘密保持）

第6条（利用者負担金及びその滞納）

第13条（苦情対応）

第7条（契約者の自己実現の権利）

第14条（契約外事項等）

社会福祉法人いきいき福祉会

（2020年4月1日 改定）

_____（以下、「契約者」という）と社会福祉法人いきいき福祉会（以下、「事業者」という）は、契約者が自己決定により、夜間対応型訪問介護ラポール城南（以下、「事業所」という）が契約者に対して行う夜間対応型訪問介護について、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間対応型訪問介護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条

この契約の有効期間は、 年 月 日から 1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（夜間対応型訪問介護計画等）

第3条 事業者は、契約者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って夜間対応型訪問介護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。また、夜間対応型訪問介護計画については、契約者に説明を行い、契約者の同意を得た上で交付します。

- 2 事業者は、契約者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能な場合には、速やかに夜間対応型訪問介護計画の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、契約者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

（身体拘束等の禁止）

第4条 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 前項ただし書きの規程に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、契約者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由、当該行為が必要と判

断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

(サービス提供の記録等)

第5条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、契約者の確認を受けることとします。

- 2 事業者は、一定期間ごとに、前項のサービス提供記録書等の書面その他書面に目標達成の状況等を記載して、契約者に説明します。
- 3 事業者は、運営基準に定められた夜間対応型訪問介護の提供に関する記録を、支援が完結してから5年間は適正に保存し、契約者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用者負担金及びその滞納)

第6条 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改正が必要になった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改定後速やかに契約者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

- 2 契約者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず催告日より60日経ってもこれが支払われない場合、事業者は、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、契約者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

(契約者の自己実現の権利)

第7条 契約者は、心身の変化により、自身の意思を実現する能力に障がいなどを生じた時には、成年後見制度を利用し、自身の自己実現をすることができます。

- 2 事業者は、契約者に成年後見制度の情報提供を行い、その手続きについても、契約者の求めに応じて同様に支援を行います。

(利用者の解約権)

第8条 契約者は、事業者に対し少なくとも2日前までに予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

- 2 契約者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反し

た場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第9条 事業者は、契約者との契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第10条 契約者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかつたこと等により、3ヶ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなつた場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに契約者に通知するものとします。

(事故時の対応)

第11条 事業者は、サービス提供に際して契約者だけがや体調の急変があつた場合には、家族や医師への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、サービス提供にあたつて契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

(秘密保持)

第12条 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する秘密については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に洩らすことはありません。

2 事業者は、文書により契約者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(苦情対応)

第13条 契約者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、地域包括支援センター、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があつた場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、契約者が苦情申し出等を行つたことを理由として何ら不利益な取り扱いをす

ることはありません。

(契約外事項等)

第14条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、契約者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービスを対象としたものであるため、契約者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

契約者 住 所

氏名 印
※自署の場合、押印不要

代理人 住 所

氏名 印
(契約者との関係)

事業者 住 所 〒251-0862
神奈川県藤沢市稻荷345番地
法 人 名 社会福祉法人いきいき福祉会
代表者氏名 理事長 小川 泰子 印